

消費税の納付と補助金等について

事業者は、課税売上にかかる消費税から、課税仕入にかかる消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。

一般課税の場合の例

売上 (収入)	課税売上 550 万円 (消費税額 50 万円)	非課税売上 200 万円
		(納付税額 20 万円)
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税仕入 420 万円

一方、補助金等は、消費税の負担を目的とした部分があるにもかかわらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金等に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないことになります。

そのため、補助金等にかかる消費税相当額を返納していただきます。

一般課税で補助金等がある場合の例

売上 (収入)	課税売上 440 万円 (消費税額 40 万円)	非課税売上 310 万円
		補助金 110 万円 (消費税額 10 万円)
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税仕入 420 万円

(納付税額 10 万円) 返納額